

令和8年度 第2回南幌町特別職報酬等審議会 議案

日 時	令和8年7月8日（水） 午後1時30分
場 所	南幌町役場 3階各種委員会室

1 開 会

2 会 長 挨 拶

3 議 事

（1）議会議員報酬について

4 そ の 他

5 閉 会

南幌町特別職報酬等審議会 議事録 要旨

1 開催日時

令和8年6月19日(金) 午前10時00分から午前12時00分

2 開催場所

南幌町役場3階 各種委員会室

3 出席者

委員：林 裕司（南幌町農業協同組合代表理事組合長）、上原正希（星槎道都大学 教授）、岡 眞一（南幌町元議員会 会長）、永原隆夫（南幌町区長会会長）
本間秀正（南幌町社会福祉協議会会長）、和田 修（南幌町商工会会長）
町部局：大崎貞二町長 事務局：岩本 聖（総務課長）、時田 厚（総務課長補佐）
松田知大（総務係長）、加藤知世（総務係主任）
議会事務局：藤田雅章（議会事務局長）、富木孝郎（議会事務局議事係長）

4 審議会への諮問について

大崎町長から林会長へ諮問書を手交する

5 議 事

- （1）諮問について
- （2）まちづくり特別委員会報告書（議員定数及び議員報酬に関する調査検討状況報告書）について

6 会議資料

- （1）南幌町特別職報酬等審議会次第
- （2）令和8年度南幌町特別職報酬等審議会委員名簿
- （3）南幌町特別職報酬等審議会条例
- （4）南幌町特別職報酬等審議会条例施行規則
- （5）諮問書

資料1 議会まちづくり特別委員会報告書（議員定数及び議員報酬に関する調査検討状況報告書）

議事内容（要旨）

【委員の発言内容】

○議員報酬額について

①現行報酬額の20%以上の増額

上原委員、永原委員、和田委員

②増減額について特に発言なし。報酬を目的に議員に立候補する方はいないのではないかと。

林会長、岡委員、本間委員

○議員報酬額を年額表示としてほしい（改定前・改定後）※林会長・岡委員の発言

別添「議員報酬比較検討表」のとおり

○報告書39ページ「全国町村議会議長会における議員報酬の水準を町長月額給与額の47%の金額を目指すこととする」を受けての金額について ※上原委員の発言

町長月額給与額：792,000円×47%=372,240円

○議会議員は非常勤特別職であるか。常勤特別職に町が独自で決定できるのか。 ※岡委員

【地方公務員法 抜粋】

（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）

第三条 地方公務員（地方公共団体及び特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の全ての公務員をいう。以下同じ。）の職は、一般職と特別職とに分ける。

2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

3 特別職は、次に掲げる職とする。

一 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職

一の二 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職

二 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

二の二 都道府県労働委員会の委員の職で常勤のもの

三 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職（専門的な知識経験又は識見を有する者が就く職であつて、当該知識経験又は識見に基づき、助言、調査、診断その他総務省令で定める事務を行うものに限る。）

三の二 投票管理者、開票管理者、選挙長、選挙分会長、審査分会長、国民投票分会長、投票立会人、開票立会人、選挙立会人、審査分会立会人、国民投票分会立会人その他総務省令で定める者の職

四 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの

五 非常勤の消防団員及び水防団員の職

六 特定地方独立行政法人の役員

【事務局見解】地方議会議員は、地方公務法第3条第3項第1号のとおり、特別職として規定されているだけで、非常勤か常勤かは規定されておられません。

しかし、令和元年11月15日全国都道府県議会議長会での総務省「地方議会・議員のあり方に関する研究会」への意見の中で、戦前から非常勤のものと解されているとの表現があります。

また、本町の常勤特別職の職員の給与等に関する条例では、町長、副町長、教育長の給与が規定されています。特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例では、第1条で特別職非常勤職員のものについて議会の議員を除くという記載があることから、これらを踏まえると議会議員は非常勤特別職であると言えます。

よって、議会議員を南幌町独自で非常勤職員から常勤特別職に変更することはできないと解されます。

○若い世代が議会議員になってほしい。若い世代の意見が反映されていない。議会議員は兼職より専業の方が良いのではないか。→専業とできるくらいの報酬額に上げてもいいのではないか。※上原委員、永原委員

【地方自治法抜粋】

第九十二条 普通地方公共団体の議会の議員は、衆議院議員又は参議院議員と兼ねることができない。

② 普通地方公共団体の議会の議員は、地方公共団体の議会の議員並びに常勤の職員及び

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）と兼ねることができない。

第九十二条の二 普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負（業として行う工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入その他の取引で当該普通地方公共団体が対価の支払をすべきものをいう。以下この条、第四百四十二条、第四百八十条の五第六項及び第二百五十二条の二十八第三項第十二号において同じ。）をする者（各会計年度において支払を受ける当該請負の対価の総額が普通地方公共団体の議会の適正な運営の確保のための環境の整備を図る観点から政令で定める額を超えない者を除く。）及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

※別添資料参照

【事務局見解】

別添資料のとおり、兼職と兼業については地方自治法で制限はありますが、できる規定であることから兼業を禁止することは難しいと考える。

報告書36ページに南幌町議会議員の考え方調査結果の③現状でもよいが、増額も検討の中に「地方議会議員は、選挙という不確実性の高い制度によって選出され、任期は原則として4年間、このような制度上、たとえ高額な報酬が支払われるとしても、落選すればその地位と報酬は喪失するという不安定さがあることもからも、職業を掛け持ちして議員活動される方が増えるのではないかと考える。」とあります。

【全国都道府県議会議長会資料抜粋】

◎議員年齢構成別では、「70歳以上80歳未満」が3,933人（37.6%）と最も多く、次いで「60歳以上70歳未満」の3,386人（32.4%）、「50歳以上60歳未満」の1,533人（14.6%）の順となっている。なお、平均年齢は64.9歳、最年少は25歳、最年長は95歳である。

◎在職年数別では、「4年未満」が2,833人（27.1%）と最も多く、次いで「4年以上8年未満」の2,245人（21.5%）、「8年以上12年未満」の1,742人（16.6%）の順となっている。なお、「40年以上」の長期在職者は75人であり、最長在職期間は58年（端数月数切捨）である。

◎議員の職業別では、「議員専業」が 2, 623 人（25. 1%）と最も多く、次いで「農業」の 2, 480 人（23. 7%）の順となっている。

【南幌町議会議員の職業別内訳】

- ・無職（専業）：5 名 ・農業：1 名 ・会社員：3 名 ・会社役員：1 名
- ・自営業：1 名 計 11 名

【参考 政務活動費について】

○政務活動費は満額使用していいと思う。近年は使用率が低い。

議員活動が見えづらいため。

○政務活動費をもっと使いやすくできないか。

使用率が低い要因の一つではないか？

【事務局補足】

- ・議会の調査検討報告書の 25～26 ページに政務活動費について記載。
- ・政務活動費の条例制定状況は全町村 926 のうち 209 町村が制定しているということとは、そもそも政務活動費を使用できる町村が少ない。
- ・領収証の添付を必須としている町村は 209 町村（100%）。使途の透明性の確保の観点からすると、使用報告書の作成を無くすことで使いやすくするという事にはならないと考えます。

※政務活動費の 1 人当たり平均交付額（月額）10, 139 円（年額 121, 668 円）
（全国町村議長会資料より）

議員報酬比較検討表

※R8. 5. 28現在

(単位：千円)

No.	改定報酬 月額（案）	増減率	比較方式・根拠・考え方	改定後の必要予算額				合計 (3)+(4) [A]	増減額 (A-現行A)
				(1)議員報酬	(2)期末手当	(3) = (1) + (2)	(4)共済負担金		
現行	議 長 295 副議長 236 委員長 214 議 員 195	—		●議員報酬 計 28,116 ・議 長295×12月 = 3,540 ・副議長236×12月 = 2,832 ・委員長214×12月×3名 = 7,704 ・議 員195×12月×6名 = 14,040	●期末手当 計 12,530 ・議 長295×1.15×2.325×2 = 1,578 ・副議長236×1.15×2.325×2 = 1,262 ・委員長214×1.15×2.325×2×3名 = 3,433 ・議 員195×1.15×2.325×2×6名 = 6,257	●議員報酬+期末手当=40,646（全議員） ・議 長 3,540+1,578=5,118 ・副議長 2,832+1,262=4,094 ・委員長1名：2,568+1,144.5÷3,712 ※委員長3名：3,712.5×3名÷11,137 ・議 員1名：2,340+1,043=3,383 ※議 員6名：3,383×6名÷20,297	● 6,548 ・200千円×11名×12月×24.8%	47,194	—
1	議 長 355 （ 60増） 副議長 284 （ 48増） 委員長 258 （ 44増） 議 員 235 （ 40増）	20.6%	消費者物価指数の推移との比較 ○消費者物価指数（令和2年度指数100）を参考とした考え方での比較 ○北海道地方の消費者物価指数を基準に現行の議員報酬改正年度である平成14年度の93.4と令和7年度114.0の差+20.6を現行に乗じる。 議員195,000円 × 1.206 = 235,170円	●議員報酬 計 33,876 ・議 長355×12月 = 4,260 ・副議長284×12月 = 3,408 ・委員長258×12月×3名 = 9,288 ・議 員235×12月×6名 = 16,920 ※ 5,760千円増	●期末手当 計 15,096 ・議 長355×1.15×2.325×2 = 1,898 ・副議長284×1.15×2.325×2 = 1,519 ・委員長258×1.15×2.325×2×3名 = 4,139 ・議 員235×1.15×2.325×2×6名 = 7,540 ※ 2,566千円増	●議員報酬+期末手当=48,972（全議員） ・議 長 4,260+1,898=6,158 ※現行との差額=1,040 ・副議長 3,408+1,519=4,927 ※現行との差額=833 ・委員長1名：3,096+1,380÷4,476 ※現行との差額=764 ※委員長3名：4,476×3名÷13,428 ・議 員1名：2,820+1,257=4,077 ※現行との差額=694 ※議 員6名：3,383×6名÷20,297	● 7,857 ・240千円×11名×12月×24.8% ※ 1,309千円増	56,829	9,635

議員報酬比較検討表

※R8. 5. 28現在

(単位：千円)

No.	改定報酬 月額（案）	増減率	比較方式・根拠・考え方	改定後の必要予算額				合計 (3)+(4) [A]	増減額 (A-現行A)
				(1)議員報酬	(2)期末手当	(3) = (1) + (2)	(4)共済負担金		
2	議 長 497 (202増) 副議長 398 (162増) 委員長 361 (147増) 議 員 328 (133増)	68.7%	最低賃金の増減率との比較 ○最低賃金の増減率を参考 とした考え方での比較 ○北海道の最低賃金を基準に現行の議員報酬改正年度である平成14年度の637円と令和7年度1,075円の増減率+68.7%を現行に乘じる。 議員195,000円 × 1.687 = 328,965円	●議員報酬 計 47,352 ・議 長497×12月= 5,964 ・副議長398×12月= 4,776 ・委員長361×12月×3名 =12,996 ・議 員328×12月×6名 =23,616 ※19,236千円増	●期末手当 計 21,101 ・議 長497×1.15×2.325×2= 2,658 ・副議長398×1.15×2.325×2= 2,128 ・委員長361×1.15×2.325×2×3名 = 5,791 ・議 員328×1.15×2.325×2×6名 =10,524 ※ 8,571千円増	●議員報酬+期末手当=68,453（全議員） ・議 長 5,964+2,658=8,622 ※現行との差額=3,504 ・副議長 4,776+2,128=6,904 ※現行との差額=2,810 ・委員長1名：4,332+1,930÷6,262 ※現行との差額=2,550 ※委員長3名：6,262×3名÷18,786 ・議 員1名：3,936+1,754=5,690 ※現行との差額=2,307 ※議 員6名：5,960×6名÷34,140	● 9,494 ・290千円×11名 ×12月×24.8% ※ 2,946千円増	77,947	30,753
3	議 長 290 (5減) 副議長 232 (4減) 委員長 211 (3減) 議 員 192 (3減)	▲ 1.4%	道内町村議会類似団体議員報酬との比較 ○令和6年度決算統計 道内類似団体（Ⅱ-0 27町、人口5千人以上1万人未満）における議員報酬平均額（R7.7現在）との比較 ○平均額192,244円、▲1.4%を基準とする。 議員195,000円 × 0.986 = 192,270円	●議員報酬 計 27,684千円 ・議 長290×12月= 3,480 ・副議長232×12月= 2,784 ・委員長211×12月×3名 = 7,596 ・議 員192×12月×6名 =13,824 ※ 432千円減	●期末手当 計 12,337千円 ・議 長290×1.15×2.325×2= 1,551 ・副議長232×1.15×2.325×2= 1,241 ・委員長211×1.15×2.325×2×3名 = 3,385 ・議 員192×1.15×2.325×2×6名 = 6,160 ※ 193千円減	●議員報酬+期末手当=40,021（全議員） ・議 長 3,480+1,551=5,031 ※現行との差額=▲87 ・副議長 2,784+1,241=4,025 ※現行との差額=▲69 ・委員長1名：2,532+1,128÷3,660 ※現行との差額=▲52 ※委員長3名：3,660×3名÷10,980 ・議 員1名：2,304+1,027=3,331 ※現行との差額=▲52 ※議 員6名：3,331×6名÷19,986	● 6,220千円 ・190千円×11名 ×12月×24.8% ※ 328千円減	46,241	▲ 953

議員報酬比較検討表

※R8. 5. 28現在

(単位：千円)

No.	改定報酬 月額（案）	増減率	比較方式・根拠・考え方	改定後の必要予算額				合計 (3)+(4) [A]	増減額 (A-現行A)
				(1)議員報酬	(2)期末手当	(3) = (1) + (2)	(4)共済負担金		
4	議 長 336 （ 41増） 副議長 269 （ 33増） 委員長 244 （ 30増） 議 員 222 （ 27増）	14. 2%	全国町村議会議員報酬との比較 ○全国町村議会議員報酬平均額（R7. 7現在）との比較 ○平均額222, 740円、+14. 2%を基準とする。 議員195, 000円 × 1. 142 = 222, 690円	●議員報酬 計 32, 028 ・議 長336×12月 = 4, 032 ・副議長269×12月 = 3, 228 ・委員長244×12月×3名 = 8, 784 ・議 員222×12月×6名 = 15, 984 ※ 3, 912千円増	●期末手当 計 14, 272 ・議 長336×1. 15×2. 325×2 = 1, 797 ・副議長269×1. 15×2. 325×2 = 1, 438 ・委員長244×1. 15×2. 325×2×3名 = 3, 914 ・議 員222×1. 15×2. 325×2×6名 = 7, 123 ※ 1, 742千円増	●議員報酬+期末手当=46, 300（全議員） ・議 長 4, 032+1, 797=5, 829 ※現行との差額=2, 099 ・副議長 3, 228+1, 438=4, 666 ※現行との差額=572 ・委員長1名：2, 928+1, 304=4, 232 ※現行との差額=520 ※委員長3名：4, 232×3名=12, 696 ・議 員1名：2, 664+1, 187=3, 851 ※現行との差額=468 ※議 員6名：3, 851×6名=23, 106	● 7, 202 ・220千円×11名×12月×24. 8% ※ 654千円増	53, 502	6, 308
5	議 長 287 （ 8減） 副議長 229 （ 7減） 委員長 208 （ 6減） 議 員 189 （ 6減）	▲ 2. 6%	全道町村議会議員報酬との比較 ○全道町村議会議員報酬平均額（R7. 7現在）との比較 ○平均額189, 866円、▲2. 6%を基準とする。 議員195, 000円 × 0. 974 = 189, 930円	●議員報酬 計 27, 288千円 ・議 長287×12月 = 3, 444 ・副議長229×12月 = 2, 748 ・委員長208×12月×3名 = 7, 488 ・議 員189×12月×6名 = 13, 608 ※ 828千円減	●期末手当 計 12, 161千円 ・議 長287×1. 15×2. 325×2 = 1, 535 ・副議長229×1. 15×2. 325×2 = 1, 225 ・委員長208×1. 15×2. 325×2×3名 = 3, 337 ・議 員189×1. 15×2. 325×2×6名 = 6, 064 ※ 369千円減	●議員報酬+期末手当=39, 449（全議員） ・議 長 3, 444+1, 535=4, 979 ※現行との差額=▲139 ・副議長 2, 748+1, 225=3, 973 ※現行との差額=▲121 ・委員長1名：2, 496+1, 112=3, 608 ※現行との差額=▲104 ※委員長3名：3, 608×3名=10, 824 ・議 員1名：2, 268+1, 011=3, 279 ※現行との差額=▲104 ※議 員6名：3, 279×6名=19, 674	● 6, 220千円 ・190千円×11名×12月×24. 8% ※ 328千円減	45, 669	▲ 1, 525

議員報酬比較検討表

※R8. 5. 28現在

(単位：千円)

No.	改定報酬 月額（案）	増減率	比較方式・根拠・考え方	改定後の必要予算額				合計 (3)+(4) [A]	増減額 (A-現行A)
				(1)議員報酬	(2)期末手当	(3) = (1) + (2)	(4)共済負担金		
6	議 長 416 (121増) 副議長 332 (96増) 委員長 301 (87増) 議 員 275 (80増)	41.1%	一般職の職員の給与改定額との比較 ○一般職の職員の高卒初任給の増減率を参考とした考え方での比較 ○本町一般職の高卒初任給を基準に現行の議員報酬改正年度である平成14年度の141,900円と令和8年度200,300円の増減率+41.1%を現行に乗じる。 議員195,000円 × 1.411 = 275,145円	●議員報酬 計 39,612 ・議 長416×12月 = 4,992 ・副議長332×12月 = 3,984 ・委員長301×12月×3名 = 10,836 ・議 員275×12月×6名 = 19,800 ※11,496千円増	●期末手当 計 17,652 ・議 長416×1.15×2.325×2 = 2,225 ・副議長332×1.15×2.325×2 = 1,775 ・委員長301×1.15×2.325×2×3名 = 4,829 ・議 員275×1.15×2.325×2×6名 = 8,823 ※ 5,122千円増	●議員報酬+期末手当=57,264（全議員） ・議 長 4,992+2,225=7,217 ※現行との差額=2,099 ・副議長 3,984+1,775=5,759 ※現行との差額=1,665 ・委員長1名：3,612+1,610÷5,222 ※現行との差額=1,510 ※委員長3名：5,222×3名÷15,666 ・議 員1名：3,300+1,470=4,770 ※現行との差額=1,387 ※議 員6名：4,770×6名÷28,620	● 9,167 ・280千円×11名×12月×24.8% ※ 2,619千円増	66,431	19,237
7	議 長 388 (93増) 副議長 311 (75増) 委員長 282 (68増) 議 員 257 (62増)	31.8%	議員活動量に応じた算定（原価方式）との比較 ○議員活動量の割合に、首長の給与月額を乗じた算定（全国町村議会議長会ガイドブック参照）を参考とした考え方での比較 ○算定結果である257,075円、+31.8%を基準とする。 議員195,000円 × 1.318 = 257,010円	●議員報酬 計 37,044 ・議 長388×12月 = 4,656 ・副議長311×12月 = 3,732 ・委員長282×12月×3名 = 10,152 ・議 員257×12月×6名 = 18,504 ※ 8,928千円増	●期末手当 計 16,508 ・議 長388×1.15×2.325×2 = 2,075 ・副議長311×1.15×2.325×2 = 1,663 ・委員長282×1.15×2.325×2×3名 = 4,524 ・議 員257×1.15×2.325×2×6名 = 8,246 ※ 3,978千円増	●議員報酬+期末手当=53,552（全議員） ・議 長 4,656+2,075=6,731 ※現行との差額=1,613 ・副議長 3,732+1,663=5,395 ※現行との差額=1,301 ・委員長1名：3,384+1,508÷4,892 ※現行との差額=1,180 ※委員長3名：4,892×3名÷14,676 ・議 員1名：3,084+1,374=4,458 ※現行との差額=1,075 ※議 員6名：4,458×6名÷26,748	● 8,512 ・260千円×11名×12月×24.8% ※ 1,964千円増	62,064	14,870

議員報酬比較検討表

※R8. 5. 28現在

(単位：千円)

No.	改定報酬 月額（案）	増減率	比較方式・根拠・考え方	改定後の必要予算額				合計 (3)+(4) [A]	増減額 (A-現行A)
				(1)議員報酬	(2)期末手当	(3) = (1) + (2)	(4)共済負担金		
検討 結果	議 長 354 (59増) 副議長 283 (47増) 委員長 256 (42増) 議 員 234 (39増)	20.0%	議員活動量に応じた算定 (原価方式) 結果を基準と して算定する。 ○議員活動量の割合に、首 長の給与月額を乗じた算定 (全国町村議会議長会ガイ ドブック参照) を基準に議 員活動量調査期間が6か月 であることを踏まえ3分の 2を乗じた考え方とする。 ○算定結果257,075円、+31.8% の2/3 = 21.2% ÷ 20.0% を基準とする。 議員195,000円 × 1.200 = 234,000円	●議員報酬 計 33,708 ・議 長354×12月 = 4,248 ・副議長283×12月 = 3,396 ・委員長256×12月×3名 = 9,216 ・議 員234×12月×6名 = 16,848 ※ 5,592千円増	●期末手当 計 15,021 ・議 長354×1.15×2.325×2 = 1,893 ・副議長283×1.15×2.325×2 = 1,513 ・委員長256×1.15×2.325×2×3名 = 4,107 ・議 員234×1.15×2.325×2×6名 = 7,508 ※ 2,491千円増	●議員報酬+期末手当=48,729 (全議員) ・議 長 4,248+1,893=6,141 ※現行との差額=1,023 ・副議長 3,396+1,513=4,909 ※現行との差額=815 ・委員長1名：3,072+1,369÷ 4,441 ※現行との差額=729 ※委員長3名：4,441×3名÷ 13,323 ・議 員1名：2,808+1,251 = 4,059 ※現行との差額=676 ※議 員6名：4,059×6名÷ 24,354	● 7,530 ・ 230千円×11 名 ×12月×24.8% ※ 982千円増	56,259	9,065

地方議会制度の概要③

～議員の兼職・兼業の禁止～

○ 兼職の禁止（法 § 92等）

議員は、次に掲げる職と同時に身分を有することができないこととされており、在職中に次の職に就くような場合は、いずれかの職を辞する必要がある。なお、公選法 § 89等により、原則として、公務員が立候補の届出により議員選挙の候補者となった場合は、届出日に公務員を辞したものとみなすこととされている。

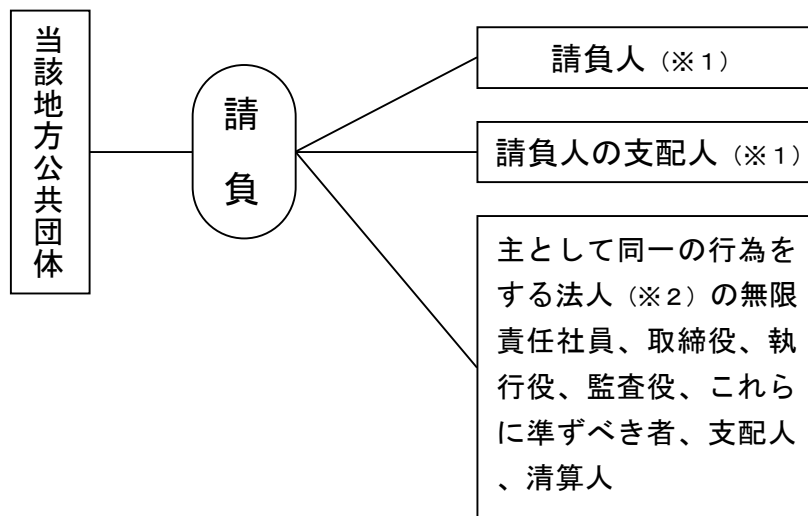
国会議員		法 § 92①
裁判官		裁判所法 § 52
他の地方公共団体の議員		法 § 92②
普通地方公共団体の長		法 § 141②
行政委員会関係	教育委員会の教育長及び委員	地教行法 § 6
	人事（公平）委員会の委員	地公法 § 9 の 2 ⑨
	公安委員会の委員	警察法 § 42②
	収用委員会の委員及び予備委員	土地収用法 § 52④
	海区漁業調整委員会委員	漁業法 § 140
	内水面漁業管理員会の委員	漁業法 § 173による同法 § 140の準用
	固定資産評価審査委員	地税法 § 425①
地方公共団体の常勤の職員		法 § 92②
短時間勤務職員		法 § 92②
固定資産評価員		地税法 § 406①
外部監査人		法 § 252の28③Ⅵ
港務局の委員会の委員		港灣法 § 17①

○ 兼業の禁止（法 § 92の2）

議員は、次に掲げる業に従事することができないとされている。議員在職中にこれらの業に従事していると、議会で出席議員の3分の2以上の多数により決定した場合は、失職することとされている（法 § 127①）。

【請負の相手方】

【禁止される業】



※1 各会計年度において支払を受ける当該請負の対価の総額が政令で定める額（300万円）を超えない者を除く。

※2 当該地方公共団体に対する請負が、当該法人の業務の主要部分を占め、当該請負の重要度が長の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度に至っている場合の当該法人をいう。

栗山町議報酬、27%増24万円へ 27年統一選後から なり手不足の解消期待

丸山格史

有料記事

2026年6月19日 22:37

栗山町

フォロー

#栗山町

#空知

#政治

#北海道新着

あとで読む

X

f

📄



議員報酬を引き上げる条例案について、全会一致で可決する栗山町議会

【栗山】町議会は19日、28年ぶりとなる議員報酬の引き上げ、2027年4月の統一地方選後に適用することを決めた。議長報酬は3割増の月額39万8千円となり、道内の町村議会の中でもトップクラスとなる。議員のなり手不足の解消や質の向上に期待する声がある一方、これまで以上に町民の厳しい目が注がれることは避けられない。

栗山町議会の議員報酬改定

	議長	副議長	議員
現状	30万円	23.9万円	19.6万円
改定後	39.8万円	32.4万円	24.9万円
上昇率	32.7%	35.6%	27%

町議会の調査特別委員会（委員長・斉藤義崇副議長）が同日、通年議会の定例会に議員報酬改定に関する条例案を提出し、全会一致で可決した。

これにより、議員の月額報酬は5万3千円増（27%増）の24万9千円。役職加算がある副議長は8万5千円増（35・6%増）の32万4千円、議長は9万8千円増（32・7%増）の39万8千円となる。町議会事務局によると、議長と副議長の報酬はいずれも道内でトップクラスという。

これに伴い、町議会は同日、議会基本条例の一部を改正し、議員の自己評価などを記録した議会白書を導入し、1年ごとに町民に公表するとした。

議員報酬改定を中心となって進めてきた斉藤副議長は「報酬の引き上げを議会のレベルアップにつなげたい。各議員の努力はもちろん、議会としても質を保つための試みを続けていく」と述べた。

わたしのニュース

好きな市町村やテーマのタグをフォローすると、最新記事が表示されます。
[フォローはこちらから。](#)

PR

知っておきたい『お盆』の意味や準備、北海道ならではの風習（早稲）

北海道から発信！韓国♥LOVEのコミュニティ「カジャ！コリア」

膝に特化したトータルケアを行う五輪橋整形外科病院 | 新たな治療

半導体が北海道の暮らしに与える変化が分かる参加無料のセミナー

アクセスランキング >

7月6日 1:07 更新

- 1 特急と快速14本運休 千歳駅で線路への立ち入り目撃 1万4千人に影響
- 2 宮西投手にファン大歓声 函館の日ハム2軍戦に7千人
- 3 北海道・生活応援ポイント ペイペイ交換の問題解消 上限4倍に引き上げ
- 4 北見市職員退職、25年度最多48人 20、30代が半数超 抜本策なく…
- 5 冷凍毛ガニ2匹3千円 長万部漁協が8日限定販売

お知らせ >

「将棋日本シリーズ」JTBプロ公式戦 ＊北海道大会観戦者募集



栗山町議会で議員報酬改定に関する条例案を提出する町議会調査特別委員会の齊藤義崇委員長（右）

来春の統一地方選での町議選が迫り、議員のなり手不足解消や質の向上に期待する声もある。町内の公益団体代表者で構成する町特別職報酬等審議会の鶴川昌久会長は「質の高い人材を確保するには、それに見合う報酬が必要だ。若い世代や多様な人材に議員を志してもらいたい」と話した。

一方で、大幅な報酬増に対しては厳しい意見もある。町民が議会活動をチェックする議会モニターを務める高橋慎さん（76）は「町議会は首長の追認機関ではない。人口減少や高齢化で町政運営が厳しさを増す中、町議会には財政監視や議員提案条例の制定など、これまで以上の活躍を期待したい」と語った。

（丸山格史）

栗山町の関連記事

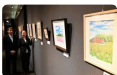
JR室蘭線デジタルスタン
ブラリー キハ40のつり
革や沿線2市3町の特産品
が当たる 8月末まで
2026年7月2日 14:06



空知のワイン 産地で味わ
おう 栗山や三笠、夏のイ
ベント続々
2026年7月1日 21:53



羊蹄山麓の風景スケッチ
栗山の水上さん、倶知安で
個展
2026年6月30日 20:37



栗山と夕張の少年野球合同
チーム、ミスノドリームカ
ップで初の全国大会 遠征
費用への協力募る
2026年6月30日 18:32



介護職員研修 働く人も通
いやすく 栗山の福祉学
校、1日かかりを半日に短
縮
2026年6月29日 22:14



AIおすすめ記事

鹿追町議会が「議員塾」参
加募集 なり手不足解消へ
2026年07月04日 03:29

タグをフォローする

栗山町

フォロー

タグを押して関連記事一覧へ

写真展 岩合光昭の世界ネコ歩き

7月11日に紙齢3万号特集 デジタルに特設ページ開設